

学校法人武田学園 広島文教大学 ガバナンス・コード適合状況の点検結果

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

基準日 令和7年1月31日

遵守項目	適合状況	改善事項
1-1 建学の精神 (1)生き続ける創設者の「ひとづくり」への想い (2)教育理念「育心育人」 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命） (1)建学の精神・理念に基づく教育目的等 (2)中期的な計画の策定と実現に必要な取組み (3)私立大学の社会的責任等	（建学の精神・教育理念・教育目的） ・本学の使命及び目的は、学園の建学の精神と「育心育人」という教育理念を踏まえて定められ、平易な文章を用いて簡潔に文章化されている。また、教育研究目的についても同様に、建学の精神を踏まえ、各学科の研究目的を明確に規定している。 ・学生に対しては、「育心の時間」を活用して、月に1回プログラム「育心」を学科学年ごとに展開するなど、主体的に学ぶ習慣が確立されている。 （中期計画） ・中期的な計画について、令和3年度から令和7年度までの中期経営計画「第2次文教マスタープラン」を策定している。実施工程表を活用し1年ごとにPDCAサイクルを回すことで計画の実質化を目指している。 （社会的責任） ・令和6年4月からの事業者への「合理的配慮」義務化に対応して、「障害のある学生への支援に関する基本方針」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応指針」ならびに「学生等への対応に関する留意事項」を制定した。取組状況については、障害学生支援委員会にてフォローしていく。	

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

遵守項目	適合状況	改善事項
2-1 理事会 (1)理事会の役割 2-2 理事 (1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	（理事会の役割） ・理事会の役割や議決事項、議事録の作成、業務執行の監督等は「寄附行為」に定められ、また、審議事項や臨機処置等の具体的な運用方法は「理事会規程」に明記され、ルール通りに運用されている。 （理事の責務） ・「寄附行為」と「職務・権限に関する規程」において、理事長や常任理事の	（理事会、評議員会） ・令和7年4月施行の「私立学校法の一部を改正する法律」を遵守するため「寄附行為」を変更（令和6年11月19日文部科学省承認）。

(2)学内理事の役割 (3)外部理事の役割 2-3 監事 (1)監事の責務（役割・職務範囲）について (2)監事の選任 (3)監事監査 (4)監事業務を支援するための体制整備 (5)常勤監事の設置 2-4 評議員会 (1)諮問機関としての役割 2-5 評議員 (1)評議員の選任 (2)評議員への研修機会の提供と充実	職務を明記している。また、利益相反取引については、理事会に漏れなく諮られている。 （監事の責務・選任） ・監事の役割・職務、選任方法は「寄附行為」に定められており、ルール通りに運用されている。 （監事監査・支援体制） ・「監事監査規程」に基づき、令和5年度の監査計画は令和5年3月開催の理事・評議員会に報告され、令和4年度の監査結果は令和5年5月開催の理事・評議員会に報告されている。監査業務を支援するための仕組みも整備され、監事監査は的確に機能している。 （評議員会・評議員の選任） ・評議員会における諮問事項や評議員の選任方法は「寄附行為」に定められており、ルール通りに運用されている。 （評議員への研修機会等） ・外部研修ではないが、令和5年12月の評議員会において、「私立学校法の一部を改正する法律」の概要について勉強会を実施した。	・また、令和6年12月開催の理事会では、「内部統制システムの基本方針」を作成し、「理事会規程」や「組織規程」「職務権限に関する規程」を修正や、「評議員会規程」「コンプライアンス規程」などの新設を承認していただいた。 ・令和7年4月からは改正法下での対応となるが、運用してみて不具合が発生した場合や改善すべき点が見つかった場合には、その都度理事会にて協議を行い、PDCAサイクルを回すことで内部統制の強化を進めていく。
--	--	---

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

遵守項目	適合状況	改善事項
3-1 学長 (1)学長の責務（役割・職務範囲） (2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割） 3-2 教授会 (1)教授会の役割（学長と教授会の関係）	（学長の責務、学長補佐体制） ・学長の職務と権限は、「職務・権限に関する規程」に詳細に定められている。また、副学長は「組織規程」において、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものと明記されており、副学長2人（教学・地域連携担当1人、校務運営担当1人）と学長補佐1人（キャリア支援担当）を配置している。 （教授会の役割） ・教授会は設置されているが、審議事項は学生の進級・卒業認定や教員選考に関するものに限られている。代わりに限られたメンバーで協議する大学運営協議会を設置しているが、教学運営について学長が決定を行うにあたり意見を述べる諮問機関であり、学長の最終判断が協議会の審議結果に拘束されるものではない。	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

遵守項目	適合状況	改善事項
4-1 学生に対して (1)3つのポリシーの明確化 4-2 教職員等に対して (1)教職協働 (2)ユニバーシティ・ディベロップメント 4-3 社会に対して (1)認証評価及び自己点検・評価 (2)社会貢献・地域連携 4-4 危機管理及び法令順守 (1)危機管理のための体制整備 (2)法令順守のための体制整備	(3つのポリシーの公開) ・学科単位でアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページに公表している。 (教職協働) ・学内の校務組織であるセンター、委員会、部会等に教員と職員が適正に配置され、教職協働が進んでいる。 (ユニバーシティ・ディベロップメント) ・高等教育研究センター主導により、「学生による授業評価アンケート」で高い評価を得た科目を中心に公開授業を実施することにより、教員の教授方法の向上を目指している。また、FD・SD研修会を夏期と冬期の年2回開催し、教職員の能力向上を図っている。 (認証評価及び自己点検・評価) ・平成18年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受けて以降、3度の認定を受けている。エビデンスに基づく「自己点検・評価報告書」を毎年作成し、PDCAサイクルによる好循環の確立を目指している。また、それらの情報を学内で共有することは勿論のこと、大学ホームページにも掲載し、社会に対しても情報を発信している。 (社会貢献) ・人間栄養学科の学生がフードドライブ活動にとどまらず、「循環型農業の実践とレシピ開発」に着手したほか、人間福祉学科の学生有志が大学祭において小児がん患者に対する支援活動を実施するなど、様々な取り組みを行っている。 (地域貢献) ・グローバルコミュニケーション学科の教授とゼミ生が、大学近隣の地域運営委員会の「暮らしやすいまち実現のための住民アンケート調査」を集計・分析し報告書を作成するなど、地域活性化に向けた取り組みを進めている。	

	(危機管理) ・内閣府が改正した「避難勧告等に関するガイドライン」に沿い、学生寮の変更や補強工事に取り組んだ他、気象庁の「防災気象情報の伝え方の改善」を参考に臨時休講措置の取扱いを変更するなど、大規模災害に対する備えを臨機応変に対応している。 (法令順守) ・人権侵害防止に関するガイドラインを制定するとともに、人権侵害防止委員会とハラスメント相談室を設置し、初期段階で解決する体制を構築している。また、健全な学生生活を支援する目的で、新入生にハラスメント相談と対応についての研修を実施するとともに、パンフレットを作成し周知に努めている。学生からも年間数件の相談が持ち込まれており、快適なキャンパスの維持に貢献している。 ・「公的研究費の管理・監査に関する規則」を制定し、コンプライアンス教育も含めた、公的研究費の適正な管理体制を構築している。	
--	---	--

第5章 透明性の確保（情報公開）

遵守項目	適合状況	改善事項
5-1 情報公開の充実 (1)法令上の情報公表 (2)自主的な情報公開 (3)情報公開の工夫等	(情報公開) ・学校教育法施行規則や私立学校法等の法令等に基づき公表とした情報は、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報ともに、大学ホームページに全て掲載している。 ・情報公開にあたっては、大学ホームページ、大学ポートレートその他、大学案内等の各冊子も活用するなど、伝えたい相手に応じて工夫をしながら積極的に情報公開している。	